

平成28年1月28日

埼玉県県南中央交通圏に係るタクシー準特定地域協議会の開催について

平成25年11月に公布された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成25年法律第83号。以下「改正特措法」という。）」が平成26年1月27日から施行され、改正前の特措法において指定を受けておりました特定地域におきましては、一旦、すべて準特定地域に指定されました。よって、埼玉県県南中央交通圏につきましても準特定地域に指定され、これまで当該地域の関係者がタクシー事業の適正化及び活性化に取り組んできたところであります。

平成27年1月30日に改正特措法に基づく特定地域の指定基準（1.（1）～（6））（省略）が制定され、今般、埼玉県県南中央交通圏が当該指定基準に示された数値等の指定要件（1.（6）を除く。）に適合し、平成27年12月25日付け関自旅二第1321号により関東運輸局長から、当協議会長あてに特定地域への指定に係る希望の有無について判断を求める通知があったところです。

つきましては、特定地域への指定に係る当協議会としての希望の有無について審議を行うため、埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会を下記のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、新たに協議会の構成員として参画したい方は、開催日の30日前（2月15日・月曜日）までに下記のお問い合わせ先へお申し出下さい。

記

1. 日 時 平成28年3月16日（水） 14時00分～
2. 開催場所 埼玉県県民健康センター
さいたま市浦和区仲町3丁目5番1号
3. 予定している議題 （1）特定地域への指定に係る希望の有無について
（2）活性化に係る取組みについて
（3）その他

{問い合わせ先}

埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会 事務局

一般社団法人埼玉県乗用自動車協会 高原、藤田、上城

電話 048-863-6431 FAX 048-863-7833